

田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務

プロポーザル方式実施要領

1 適用

田川広域水道企業団（以下「当企業団」という。）では、田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務（以下「本業務」という。）選定に際して、効率かつ経済性の向上を図るため、透明性及び公平性を確保しながら、提示する本業務の仕様、重要性を十分に理解し、業務を円滑かつ確実に実施できることが重要であると考えている。本業務の結果は、当企業団の事業経営の根幹であり、将来の企業団運営に悪影響を及ぼすことがないように、信用のある業者を選考する必要がある。

この要領は、本業務を委託する事業者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

(1) 名称

田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務

(2) 業務内容

田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年9月30日まで。

3 資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 直近5年間（平成27年度～現在まで）、水道事業ビジョン、経営戦略及び料金算定関連業務の実績（審議委員会等の対応を含む）を保有していること。
- (2) 当企業団の各構成団体指名停止の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年度10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

4 提案価格見積書上限額

65,720,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

なお、提案価格見積書が上限額を超えた場合は失格とする。

5 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

本プロポーザルにおける審査は、「田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うこととする。審査委員については、当企業団が決定するが、委員名や所属は事業者に開示しない。

6 スケジュール

	内 容	期 日
1	公募開始（公示）	令和2年5月11日（月）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和2年5月11日（月）から 令和2年5月15日（金）まで
3	実施要領等に関する質問の回答	令和2年5月20日（水）
4	参加申込書（様式第1号）の受付締切	令和2年5月25日（月）
5	企画提案業者選定通知 【一次評価】	令和2年5月29日（金）
6	企画提案書等の提出締切	令和2年6月8日（月）
7	提案に係るプレゼンテーションの開催及び審査（審査委員会） 【二次評価】	令和2年6月11日（木） 予定
8	業務受託候補者（最優秀提案事業者）の選定結果公表及び通知	令和2年6月16日（火） 予定
9	契約の締結	令和2年6月26日（金） 予定

なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和2年5月11日（月）から令和2年5月15日（金）午後5時までとする。

イ 質問の方法

実施要領等について質疑のある者は、質問書（様式第10号）に記入し、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル質問書（水道料金改定計画等）」とすること。

電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は審査委員会事務局（以下「事務

局」という。)が行うものとする。ただし、電話による受理確認は、差し支えない。

ウ 電子メール送信先

togo@lg.tksk.or.jp

(審査委員会事務局)

田川広域水道企業団 事務局本部

総務・広域事業課 統合推進室

(2) 質問の回答

ア 回答期限

令和2年5月20日(水)

イ 回答の方法

回答期限までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、当企業団ホームページに掲載する。ただし、内容次第では質問提出者に対してのみ返信する場合がある。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

8 提案者の参加申込書の提出

(1) 提出書類

項目	様式	必要部数	備考
① 参加申込書	様式第1号	1部	
② 会社概要	様式第2号	1部	直近2カ年の決算関係書類の写し(貸借対照表及び損益計算書又は決算書)を添付すること
③ 業務実績報告書	様式第3-1号 様式第3-2号 様式第3-3号	各1部	直近5年間(平成27年度～現在まで)、水道事業ビジョン、経営戦略及び料金算定関連業務実績
④ 業務実施体制	様式第4号	1部	
⑤ 管理技術者	様式第5号	1部	管理技術者は、水道事業に精通し、適切な資格を保有し、直近5年間(平成27年度～現在まで)、水道事業ビジョン、経営戦略及び料金算定に係る実績(審議委員会等の対応を含む)を有する者を配置
⑥ 担当技術者	様式第6-1号 様式第6-2号 様式第6-3号	各1部	担当技術者は、適切な資格を保有し、直近5年間(平成27年度～現在まで)、水道事業ビジョン、経営戦略及び料金算定に係る実績(審議委員会等の対応を含む)を有する者を配置すること。 それぞれの実績毎に担当技術者を配置(計3名以上)すること。
⑦ 提案価格見積書	様式第7号	1部	見積書及び内訳書

- (2) 提出期限は、令和2年5月25日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法は、参加事業者が持参又は郵送（配達記録が残る方法で提出期限までに必着のこと。）とする
- (4) 提出先
 （事務局）田川広域水道企業団 事務局本部 総務・広域事業課 統合推進室
 〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号

9 企画提案業者選定について

- (1) 企画提案業者の選定について
 『12 (1) ア 一次評価の審査について』に記載のとおり。
- (2) 選定通知
 - ア 通知期限
 令和2年5月29日（金）
 - イ 通知方法
 通知期限までに、原則として参加事業者全員に電子メールにて通知する。

10 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案業者として選定された者は、企画提案書を作成の上、事務局に提出すること。企画提案書は、以下の項目について、当企業団が指定した各様式に記述し、各項目の必要部数を提出すること。

項目	様式	必要部数	備考
① 企画提案書届出書	様式第8号	1部	
② 企画提案書	任意様式	10部	「11. 企画提案書の記載内容」を参照

- (2) 提出期限は、令和2年6月8日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出方法は、企画提案業者が持参又は郵送（配達記録が残る方法で提出期限までに必着のこと。）とする。
- (4) 企画提案書の表紙には、企画提案書表紙（様式第9号）を使用し、法人名、提出日を記入の上、項目番号をつけて提出すること。
- (5) 企画提案書は、A4版サイズの書類に日本語で作成し、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で作成すること。
- (6) 提出先
 （事務局）田川広域水道企業団 事務局本部 総務・広域事業課 統合推進室
 〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号

1.1 企画提案書の記載内容

次の項目毎について用紙は原則A4版縦・各2ページ以内、文字サイズは、10ポイント以上で企画提案書を作成すること。

(1) 業務実施方針

打ち合わせ、関係者との調整、業務の調査体制、照査。不具合対応等における実施方針を具体的に記載すること。

(2) 実務実施工程

仕様書に記載している業務内容について、実務実施工程を具体的に記載すること。

(3) 各業務の提案・課題への対応

ア 水道事業ビジョンの実施について

広域水道事業体の水道事業ビジョンであることを踏まえ、ビジョン策定に際しての留意事項について具体的に記載すること。

イ 経営戦略見直しの実施について

収支ギャップが発生する場合の解消策について、考えられる方策と財政収支計画へ反映する際の考え方について具体的に記載すること。

ウ アセットマネジメントの実施について

アセットマネジメント検討を行う際の留意事項とその対応策について、具体的に記載すること。

エ 料金算定の実施について

当企業団が運営する田川市水道事業、川崎町水道事業、糸田町水道事業及び福智町水道事業の事業統合における新統一料金体系を確立するにあたり、その際の留意事項とその対応策について、具体的に記載すること。

(4) 本業務において重要と考えられる事項について

本業務を進めるに当たり、業務背景や全体に与える影響を考慮し、特に重要と考えられる事項とその理由、取り組み方針等について具体的に記載すること。

1.2 プロポーザルの評価審査方法等

(1) 選定方法

ア 一次評価の審査について

プロポーザルの一次評価の審査及び選定は、審査委員会が行う。審査委員会は、別に定める、「田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務委託選定評価基準（別添1）」に基づき、それぞれの参加事業者の参加申込書等の項目毎に一次評価の審査及び採点を行い、企画提案業者を選定する。

イ 二次評価の審査について

プロポーザルの二次評価の審査については、審査委員会において行う。審査委員会は、別に定める、「田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務委託選定評価基準（別添1）」に基づき、それぞれの企画提案業者の企画提案書等の項目毎に二次評価の審査及び採点を行う。

ウ 業務受託候補者の選定について

総合得点が最も高い者（最優秀提案業者）を業務受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について明瞭化するため、プレゼンテーションを実施する。『1.1 企画提案書の記載項目』の企画提案書について、提案者による口頭説明の後、その内容に関し審査員と事務局が質疑する形式で実施する。なお、本業務に関するものに限り、説明用の補助資料の配布を可とする。ただし、配布した補助資料は評価の対象としない。

ア 実施日時及び実施場所

実施日は令和2年6月11日（木）とし、時間・実施場所については、6月上旬までに通知する。

イ 出席者

1者あたりのプレゼンテーション参加人数は5名以内とする。

ウ プレゼンテーションに要する時間

プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度とする。

エ プレゼンテーションに必要な機器の準備

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは当企業団が用意する。パソコン等の機器は事業者で用意すること。

(3) 評価基準及び配点

評価基準は、「田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務委託選定評価基準（別添1）」のとおり。

1.3 選定結果の公表及び通知

- (1) 選定結果の公表予定は、令和2年6月16日（火）とする。
- (2) 選定結果の公表は最優秀提案業者名のみとし、当企業団ホームページで行う。なお、総合得点については公表しないものとする。
- (3) 企画提案者全員に自身の交渉順位を書面にて通知する。
- (4) 選定の経緯や結果に対する異議の申し立て並びに総合得点の開示は受け付けない。

1.4 提出書類等に瑕疵がある場合

提出書類等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審議し、その取扱いについて決定するものとする。また、その瑕疵が重大又は悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すこともある。

1.5 失格条件

業務受託候補者に企画提案書等作成に係る不正行為が認められた場合は、選定を取り消すものとする。

1.6 次順位者の繰上げ

プロポーザルは、委託契約の交渉順位を決定するものであり、交渉順位1位の企画提案業者との交渉を行うが、前項により選定を取り消した場合や交渉が不調に終わった場合は、次順位者の企

画提案業者と交渉を行う。

17 関係法令等の遵守

プロポーザルへの参加にあたり、当企業団の条例及び規則並びにその他関係法令を遵守すること。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、提出書類に瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

18 留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書等作成に要する費用は、参加事業者・企画提案業者の負担とするものとし、提出された一切の書類は返還しない。
- (2) 提出された各書類の差し替え及び再提出は、特別な事情がない限り認めない。
- (3) 本件の審査結果に対する異議は一切認めない。
- (4) 本企画提案の実施期間中（公告から選定結果の通知まで）は、本件に関する質問等は必ず審査委員会事務局を通して行うこととし、他の提案者を貶めるようなものは当然のこと、審査状況の確認等、本件企画提案に関しての審査員へ接触行為を禁止する。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、当企業団がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、評価基準に基づいた満点の6割に満たない場合は、業務受託候補者とししないものとする。
- (8) 本件のスケジュール及びプレゼンテーションの実施内容等については、今後の新型コロナウイルス感染の感染拡大状況等により、変更する場合がある。

19 審査委員会事務局

(担当部署) 事務局本部 総務・広域事業課 統合推進室

担当 / 大友・植田・稲富

所在地：〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号（田川市役所別館2階）

電話番号：0947-23-2147

電子メール：togo@lg.tksk.or.jp

田川広域水道企業団水道料金改定計画等策定業務委託選定評価基準

評価区分	評価項目	判断基準	配点	
1次評価 (書類審査)	1 企業評価		35点	
		経営方針及び企業の取組み	企業資格及び認証の取得状況や、配置予定従事者の地域性について評価する。	(20点)
		実績評価	各業務の実績数や内容を評価する。	(15点)
	2 配置技術者		50点	
		管理技術者	配置予定者の過去に関わった主な業務実績や所有技術者資格について評価する。	(20点)
		担当技術者(水道事業ビジョン担当)		(10点)
		担当技術者(経営戦略担当)	配置予定者の過去に関わった主な業務実績や所有技術者資格について評価する。	(10点)
		担当技術者(料金算定担当)		(10点)
	3 価格評価		提案価格の経済性を評価する。	15点
	1次評価の合計得点(A)			100点
2次評価 (企画提案評価)	1 業務実施方針		業務実施方針の妥当性を評価する。	20点
	2 業務実施工程		業務実施工程の妥当性を評価する。	20点
	3 各業務の提案・課題への対応			130点
		(1) 水道事業ビジョンの実施について	広域水道事業体の水道事業ビジョンであることを踏まえ、提案内容について評価する。	(30点)
		(2) 経営戦略見直しの実施について	経営戦略の見直しにおける考え方や手法について評価する。	(30点)
		(3) アセットマネジメントの実施について	アセットマネジメント検討を行う際の留意事項やその対応策等の提案内容について評価する。	(30点)
		(4) 料金算定の実施について	事業統合における新統一料金体系を確立することを前提に、提案内容について評価する。	(40点)
	4 本業務において重要と考えられる事項		本業務を進めるに当たり、全体の内容を明確に把握し業務背景や影響を十分認識しているか、また特に重要と考える事項とその理由等が提案できているか総合的に評価する。	30点
2次評価の合計得点(B)			200点	
総合得点(A+B)			300点	